

協働の指針

平成16年度
今治市

目 次

第1 指針作成にあたって

| | |
|-------------|---|
| 1. 策定の趣旨 | 1 |
| 2. これまでの経緯 | 2 |
| 3. 協働の現状と課題 | 3 |

第2 協働の基本的な考え方

| | |
|-------------|---|
| 1. 協働の意義 | 6 |
| 2. 協働の基本原則 | 6 |
| 3. 協働の形態 | 7 |
| 4. 協働の領域 | 9 |
| 5. プロセスの透明性 | 9 |

第3 協働事業の推進

| | |
|------------|----|
| 1. 協働事業の検討 | 10 |
| 2. 協働事業の実施 | 11 |
| 3. 協働事業の評価 | 12 |

第4 協働事業推進のための具体的施策

| | |
|---------------|----|
| 1. 推進基盤の整備 | 13 |
| 2. 市民活動団体への支援 | 14 |

資 料

| | |
|--------------------|----|
| 今治市市民が共におこすまちづくり条例 | 15 |
| 今治市市民活動推進委員会規則 | 19 |
| 今治市協働推進委員規程 | 20 |

第1 指針作成にあたって

1. 策定の趣旨

近年、少子高齢化・高度情報化の進展など、社会経済情勢は、大きく変化し、人々の価値観や住民ニーズも多様化しています。さらに、平成17年1月には、近隣12市町村が合併して「新今治市」になりました。このような大きな変革の時期の中、行政においては効果的・効率的な行政サービスの提供が求められています。

今後の地域社会における課題解決の効果的な手法として、協働が全国的に注目されています。協働とは、2以上の団体が、共通の問題意識を持つ領域において、それぞれが個別に活動するよりも高い成果をあげるために、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場のもと協力し合う関係のことです。

今治市においては、平成15年度に市民活動推進条例である「市民が共におこすまちづくり条例」を策定し、16年度から施行しています。しかし現状は、市民活動団体の特性を生かした協働が充分になされているとは言えません。要因として、行政側における市民活動団体に関する情報不足や、職員の市民活動団体に対する理解の十分でないことなどが考えられます。また、市民活動団体の側においても、活動実績が充分でない団体が多く、事業遂行能力などを確認できない場合があり、行政の協働相手として適した団体は非常に少ないという実態もあります。

このような現状を踏まえ、この指針は市民活動団体との協働に関する具体的な考え方や実施方法を提示することにより、行政と市民活動団体の協働を一層進めようとするものです。なおこの指針は、市民活動の進展や、社会情勢の変化などに合わせ、適宜見直しを行います。

2. これまでの経緯

今治市において、平成12年3月に策定しました今治市第三次長期総合計画の中で、「市民が共におこすまち」を重要な基本理念として掲げ、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めることを謳っています。その協働理念に沿って、市民のボランティア活動の普及と振興を図るため、平成12年4月に企画調整課内にボランティア係を新設しました。その後機構改革により、平成14年4月に生活交通課内に市民活動推進室を設置し、ボランティアの活性化だけでなく市民活動の一層の推進を図る体制を整えました。

市民活動の推進にあたっては、平成12年度に内閣府の委託調査として、「市民活動モデル調査」を実施し、その結果市民活動団体の実態と、彼らが抱えている課題が明らかになりました。その後、平成13年度には、市民活動推進検討委員会での意見をもとに、「市民活動の推進に関する提言書」を作成、平成15年度には、「市民が共におこすまちづくり条例」を制定、平成16年度から施行しています。

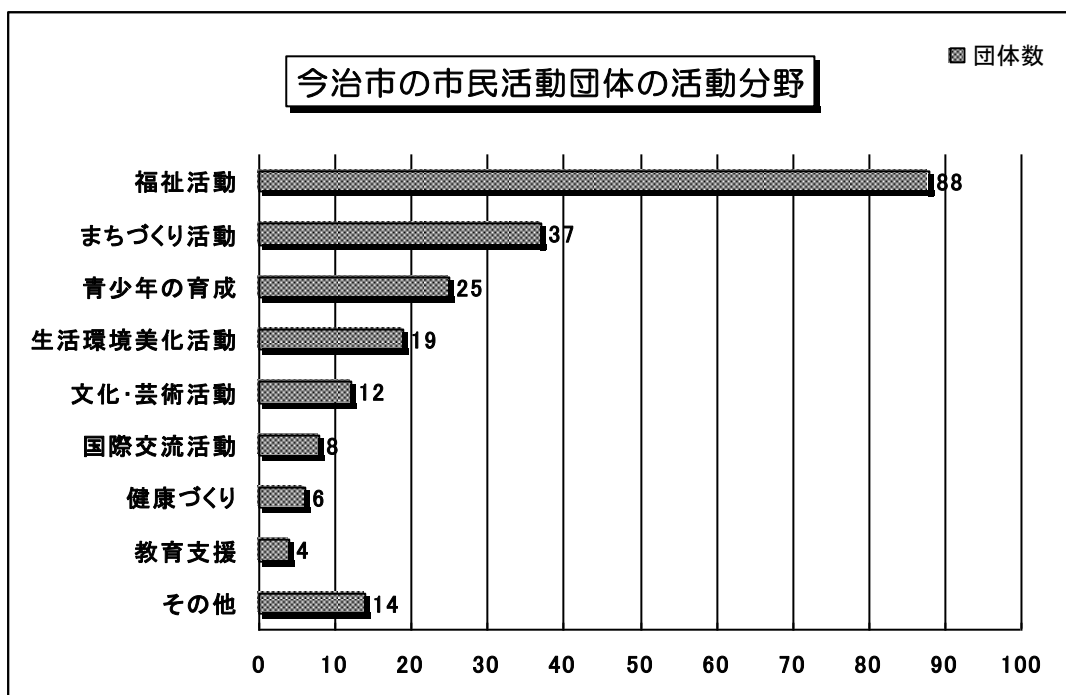
| | |
|----------------|--|
| 1995（平成7）年 1月 | 阪神・淡路大震災発生により、これまで草の根的に活動していた市民活動団体の存在が大きく取り上げられる |
| 1998（平成10）年12月 | 「特定非営利活動促進法」の施行 |
| 2000（平成12）年 3月 | 今治市第三次長期総合計画策定 基本理念「市民が共におこすまち」 |
| 2000（平成12）年 4月 | 企画調整課内にボランティア係を新設 |
| 2000（平成12）年 6月 | 市民が共におこすまちづくり事業費補助金制度創設 |
| 2000（平成12）年 9月 | 活動拠点「今治市ボランティアサロン」設置 |
| 2001（平成13）年 2月 | 「市民活動モデル調査報告書」作成 |
| 2001（平成13）年11月 | 「市民活動の推進に関する提言書」作成 |
| 2002（平成14）年 4月 | 生活交通課内に市民活動推進室新設 「今治市ボランティアサロン」を「今治市民活動センター」と改称 |
| 2003（平成15）年 4月 | 市民活動センター条例を改正し、市民活動団体に事務室の提供を開始する |
| 2003（平成15）年 | 市民活動推進検討委員会での市民活動推進条例素案の検討 |
| 2004（平成16）年 4月 | 「市民が共におこすまちづくり条例」（市民活動推進条例）施行 |

3. 協働の現状と課題

(1) 現状

現在、今治市が把握している市民活動団体は、213団体で、コミュニティ団体は83団体です。活動分野は、福祉関係が多く41.3%、次いでまちづくりが17.4%になっています。市民活動団体の中で法人格を取得しているのは、15団体です。ちなみに、松山市は、79団体、新居浜市は13団体、愛媛県全体では145団体です。多くの団体は、社会的使命感を持って活動していますが、その反面財政面、組織運営面で脆弱性を持っています。

各課における協働の取組み状況を、平成16年3月に調査しました。事業形態は、補助・委託が多く、対等な立場で連携し、本格的な活動を行っている事業は少ないのが現状です。しかし、各種委員会・審議会への公募委員としての市民参加は、年々増加しており、情報公開制度も進んでいます。また、地方自治体が指定する指定管理者に管理を行わせる「指定管理者制度」を導入することにより、この方面でも市民活動団体の参入機会が増大すると思われます。



(2) 課題

ア. 行政の課題

①官民の役割分担の見直し

これまで、公共サービスは、行政が担うとされ、市民はその受け手とされてきました。しかし、行政需要が多様化し、今までの均一的・公平な公共サービスでは対応できなくなっています。今後一層地方分権が進む地域社会においては、行政とともに市民活動団体が公共サービスの担い手として期待されます。そのため、行政の守備範囲を縦割りの業務運営にとらわれることなく見直していかなければなりません。

②職員の意識改革

今治市の市民活動の活性化を進めるためには、職員の市民活動に対する意識の向上が不可欠です。そのため職員に対する研修を行い、市民活動団体や協働についての認識を高め、市民活動団体との協働が安価な委託先の確保ではないという意識を持つ必要があります。また職員一人ひとりが、必要な知識の習得や資質の向上を図り、協働の推進について意欲的に取り組むことが求められます。

③協働に関するシステムの整備

市民活動団体との協働を進めるにあたって、一つの課では対応しきれない場合や、課によって対応が異なる恐れがあります。市民活動団体などに関する情報は、全庁的に共有する必要がありますそのシステムを構築すべきです。また、市民が委員会や審議会の委員へ積極的に参画する仕組みや今まで以上に情報公開を進める方策を確立する必要があります。

イ．市民活動団体への支援

①活動資金への支援

市民活動団体の多くは、規模も小さく脆弱であり、立ち上がりの際や事業を進めるときの資金について不安を持っています。しかし、現在の補助金制度は、この問題の解決機能が果たされていないのが現状です。そのため、補助制度を見直すとともに、各種財団等による助成金情報の提供を一層充実するとともに、市民活動団体が自立して活動できる資金確保についてのアドバイス等を行う必要があります。

②人材の確保

市民活動団体の抱える課題として、人材の確保・育成の問題があります。人材の確保については、広報誌等を通じて周知していますが、一層市民に浸透しなければなりません。人材の育成については、今治 NPO サポートセンターや今治市社会福祉協議会が開催する人材育成研修会を支援していますが、その他いろいろな方策を検討するべきです。

③その他の支援策

市民活動団体が抱える課題には、情報の交流の問題があります。情報誌を市内の市民活動団体に配布し、一定の効果をあげていますが、紙面の刷新、配布先等は検討の余地があります。社会的認知と信用の問題、行政との関係・協力体制の課題に対しては現在整備しつつありますが一層推進しなければなりません。

第2 協働の基本的な考え方

1. 協働の意義

協働とは、「2以上の団体が共通の問題意識を持つ領域においてそれぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、相互の役割と責任を認識し、対等な立場のもとに連携又は協調し合う関係」のことを言います。

社会経済情勢の変化や多様化する行政ニーズに対しより効果的・効率的な行政サービスを提供するためには、先駆的・公益的な特性を持った市民活動団体と協働することが迅速で適切な対応となります。

また、行動原理の異なる市民活動団体等と接することで、既存事業の見直しや行政体質の改善につながります。さらに、市政への市民参加と新しい地域社会の仕組みづくりを促進します。

2. 協働の基本原則

市と市民活動団体が事業を協働して実施するときは、条例に記載しているように下記の原則を満たす必要があります。

①対等の原則

市と市民活動団体は、対等な立場で事業を推進すること。

②相互理解の原則

市と市民活動団体は、相互の本質を十分理解し、尊重し、よりよい協働関係を構築すること。

③目的共有の原則

市と市民活動団体は、事業の目的の全部または一部を共有すること。

④自主性尊重の原則

市は、市民活動団体の自主性を尊重すること。

⑤自立化促進の原則

市は、市民活動団体の自立化を促進することを念頭において、事業を推進すること。

⑥公平性・公正性の原則

事業の内容及び手続きが公平かつ公正に行われること。

⑦公開性・透明性の原則

事業の内容及び手続きが公開され、他の人々にわかりやすいものであること。

3. 協働の形態

協働事業を具体化するには、さまざまな形態の中からもっともふさわしいものを選択する必要があります。単に、経費、効率だけを考慮するだけでなく、市民ニーズの充足、市民活動団体の自主性、自立性等を考慮した形態を選択すべきです。

(1) 企画・計画立案等への参画（政策提言）

審議会や委員会において、市民活動団体や市民が参画することにより、独自の企画や代案を提案し、行政施策に反映させます。

(2) 共催、実行委員会等

市と市民活動団体が一つの事業を共催したり、実行委員会や協議会が行う事業を主催することにより、市民活動団体のノウハウやネットワークが活かされます。

(3) 後援、情報交換等

後援は、行政が、市民活動団体が行う事業に対して信用のお墨付きを与える行為であり、公益性のある事業であれば、できるだけ後援することにより事業の効果的な実施が期待できます。

また、市民活動団体と市が、双方の持っている情報を交換して共有することも、公共サービスの効率化や質の向上につながることから、推進していくことが重要であります。

(4) 事業協力（協定）

公園や河川などの清掃や除草等の活動を行い、自分の子どものように大切に育てる里親制度（アダプトプログラム）のように、共通の目的推進のために行政と市民活動団体が、一定期間、継続的に事業協力することは、市民活動団体の特性が生かされるとともに、地域住民の意識啓発につながるなどの効果が期待できます。

事業実施において協定書を取り交わす場合は、取組みの目的、役割分担、責任の範囲、経費負担、事業期間などを取り決めておく必要があります。

(5) 補助、助成

補助は、資金的な悩みを抱えている市民活動団体に対して、共通の目的を達成するための効果的な資金を提供することをいいます。このため、公開の審査会やプレゼンテーションの導入など、競争原理と透明性を確保して補助金交付先の選定方法を見直す必要があります。

(6) 委託

市民活動団体が持っている先駆性や独自のネットワークが求められる事業に資金を提供するものです。事業を実施する場合は、市民活動団体に対して、単なる下請けでなく対等なパートナーとして進めなければなりません。

| | 委 託 | 補 助 |
|------|---------------------------------|---|
| 主 体 | 市 | 市民活動団体 |
| 領 域 | 本来市が行う領域 委託によって市民サービスが向上する領域 | 本来市民活動団体が行う領域 行政が対応しにくい先駆的、実験的な事業を行う領域 |
| 事業成果 | 市に帰属 | 補助先に帰属 |

4. 協働の領域

行政と市民活動団体の協働といっても、許認可、課税等は、行政権力行使領域であり、宗教などの特定の価値観の普及などは市民の自主管理領域です。つまり、その間にある領域が行政と市民活動団体との協働が可能な領域です。しかし、協働は、取り組もうとする相手方と現状を分析し、合意形成のうえ事業を進めることが重要です。

| 行政の領域 | 行政と市民活動団体の協働領域 | | | 市民の領域 |
|----------------------|-----------------------------|----------------------------|-------------------------|----------------------|
| 行政の責任と主体性によって独自に行う領域 | 市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域 | 市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域 | 市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域 | 市民の責任と主体性によって独自に行う領域 |

(この領域は、不変のものではなく、市の役割やサービスの見直し、また、民間サービスや市場の成熟度などにより変化していきます。)

5. プロセスの透明性

協働するためには、計画立案など政策形成段階から相互に情報を共有し、信頼関係を築いていく必要があります。また、協働のプロセスや結果に対して透明性が高いほど、次の協働に向けてのステップアップになります。そのため行政は、市民に対して事業評価など必要な情報を開示するよう努めるとともに、地域の情報を得るよう努力することが求められます。

第3 協働事業の推進

1. 協働事業の検討

協働事業を行うためには、社会的課題や行政ニーズを的確に把握しなければなりません。その中から協働事業にふさわしい事業を検討していきます。また、今まで行政だけで実施していた事業においても、協働が可能かどうかを検討し、協働にふさわしい事業と判断された場合は、積極的に事業を推進するべきです。さらに、市民側からの事業提案があれば、庁内で検討するシステムを構築する必要があります。

協働事業を選定するためには、次の点に留意します。

- ①市民活動団体と協働することによりサービスの向上が図られるか
- ②協働事業が市民ニーズに合った事業か
- ③協働する事業が、単独で実施するよりも対費用効果があるか
- ④協働の相手となる市民活動団体は存在するか

つぎに、協働の形態を選択します。

- ①企画、計画立案への参画
- ②共催、実行委員会等
- ③後援、情報交換等
- ④事業協力（協定）
- ⑤補助
- ⑥委託

2. 協働事業の実施

協働においては、プロセスにおいて協働にふさわしいスタイルが貫かれる必要があります。そのため、行政が現在抱えている課題に向けたテーマを提示し、市民活動団体から企画案を提出してもらう公募型協働事業を推進するのも1方策です。そのための手順は下記のとおりです。

(1) 協働のテーマの企画

各課において、協働できるテーマ・課題を抽出します。

(2) 公募・事業説明会の実施

協働できるテーマ・課題の募集要項を作成し、公募します。予算の関係からも事業実施前年度の早い時期に開始します。市民活動団体の自由な発想に基づく企画案になるよう、骨格的な仕様、条件等は必要最小限にします。

(3) 選考

選考作業は、公平性を保つため選考委員会を組織して行い、その選考委員の選定には、市民の意見を取り入れるよう十分注意を払います。選考委員会は、応募者のプレゼンテーションにより公開で行います。選考委員は、書類審査、及びプレゼンテーションの結果を受けて協議します。

(4) 決定

選考結果の報告を受けて、市は、選考結果を尊重して決定します。

(5) 事業実施

相手側からの意見・考えを協議した上で、契約書・仕様書を作成します。事業実施中は、市民活動団体の自主性を尊重するが、定期的に進捗状況を確認し、信頼関係の維持に努めます。市民活動団体側の状況を十分把握し、前金払いや部分払いも考慮に入れます。

(6) 事業完了

完了報告書を提出させます。

3. 協働事業の評価

市民活動団体との協働を行った事業について、市、市民活動団体の双方においてそれぞれ評価を行い、その評価結果について検証する場を持ち、共通点や相違点を分析し、問題点を明らかにします。

(評価の項目)

- ①協働という手法を採用したことの適否
- ②採用した協働形態の妥当性
- ③役割分担の妥当性
- ④市民活動団体の持つ特性の発揮度
- ⑤協働相手の妥当性
- ⑥目標達成度
- ⑦事業実施過程での問題点、今後の改善策 等

評価結果については、公表し、市民への協働事業の理解を深めていくものとします。また、次の事業の検討・実施の際に有効に役立てます。

第4 協働事業推進のための具体的施策

1. 推進基盤の整備

(1) 全庁的な推進基盤の整備

協働を進めるためには、全庁的な連携のもとで総合的に進めなければなりません。実際の協働は、事業に関連のある関係課ごとに進めますが、総合窓口を市民活動推進室において、市民活動団体との調整や、問い合わせに対処します。

(2) 職員の意識改革

市民活動団体と行政の協働関係を構築するには、互いの組織の特性や考え方の違いを十分理解しなければなりません。そのために、下記の事業を実施します。

- ①職員研修
- ②市民活動団体の活動内容、協働事例などの情報提供
- ③市民活動団体との意見交換会の開催
- ④協働を進めるための各種マニュアルの整備
- ⑤管内の市民活動団体の現況調査と検証

(3) 市の施策への市民活動団体の意見の反映

多様化する行政ニーズに的確に対応するため、審議会、委員会への市民活動団体の積極的な参画を推進します。また、市民活動団体の企画力やノウハウを取り入れた提案公募型の事業を推進します。

2. 市民活動団体への支援

市民活動団体が、地域において様々なサービスの担い手として活動することは、市民の社会参加や地域の活性化につながり、豊かな活力のある社会を築くために重要な役割を果たすものです。

しかし、市民活動団体は、活動資金不足、人材不足、拠点となる場所の不足といった課題を抱えています。これらの課題は、市民活動団体自身の活動の発展に関わるとともに、協働が有効な領域を広げる上でも大変重要なことです。行政は、市民活動団体が自立・発展していくような環境づくりに取り組めます。

(1) 財政支援

補助事業や民間の助成金情報の提供

(2) 物的支援

公的備品の貸出しや施設利用の便宜を図ること

(3) 人材の育成

講師に関する情報提供

組織強化等の研修会の開催支援

専門分野に関する研修会への開催支援

(4) 市民への理解促進

広報等で情報発信

セミナー、シンポジウム等の開催

(5) 市民活動センターの充実

(6) 中間支援組織への支援

(7) 行政依存体質を持つ団体における体質改善に対する支援

(8) コミュニティビジネスへの支援

住民自らが、地域内の経営資源を活用した地域課題解決型のビジネスへの立ち上げ支援

○今治市市民が共におこすまちづくり条例

平成 17 年 1 月 16 日

条例第 177 号

いま、今治市では、市民自らがよりよい地域社会を実現しようという動きがみられるようになってきました。これらの市民活動は、創造性、先駆性、柔軟性、多様性、専門性といった特性を持っており、豊かで充実した市民生活や活力と魅力あるまちづくりを進める上で重要な役割を果たしています。

市民活動は、本来、自主的、自立的に行われるものですが、一方で、市民活動団体と行政がお互いの長所を認め、適切な協力関係を築き、協働した活動を進めることが求められています。

私たちは、市民と行政が一体となって、「魅力ある生活とそれにより培われた文化が新しい産業を興し、また、豊かな市民生活を創る、21 世紀の人間都市・今治」を築きあげるために、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、市民活動の推進に関する基本原則を定め、市及び市民活動団体の責務を明らかにするとともに、協働してまちづくりを進めることができる環境を整備し、もって、市民が共におこす魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び今治地域の発展に寄与する自発的意思を持つ者をいう。
- (2) 市民活動 保健及び福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の振興、国際交流その他まちづくりの推進のために、市民によって行われる活動で、営利を目的としないものをいう。
- (3) 市民活動団体 主に市内において市民活動を行う団体で、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

- (4) 協働 複数の団体が共通の問題意識を持つ分野において、それぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、お互いの特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協調することをいう。

(基本理念)

第3条 市、市民、市民活動団体及び事業者は、市民活動が豊かで生き生きとした地域社会の実現に重要な役割を果たしていることを認識し、それぞれの責務と役割のもと、必要に応じて協働し、又は協力し、その発展に寄与するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりに対する理解を深め、自発的で自主的な市民活動への参加及び協力を努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、今治地域のまちづくりにおける市民活動の果たす役割を認識し、今治地域の発展のために、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 市民活動団体の自主性及び自立性を尊重すること。
 - (2) 市民活動に関する情報の収集及び調査研究を行うこと。
 - (3) 市民活動の推進に資する情報を公開し、又は提供すること。
 - (4) 市民が広く市民活動に参加し、市民活動の活性化を促進するため、普及及び啓発活動を実施すること。
 - (5) 市職員に対する教育及び研修を行うこと。
- 2 市は、予算の範囲内で、必要に応じて次に掲げる施策を実施するよう努めるものとする。
- (1) 市民活動団体の行う公益性がある事業(特定のものの利益の増進を目的とせず、広く社会全体の利益の増進を目的とする事業をいう。以下「公益事業」という。)について、助成を行うこと。
 - (2) 公共的施設の利用を促進し、整備を行うこと。
 - (3) 市民活動の活性化に資する人材の育成及び研修機会の確保をすること。
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市民活動の活性化及び発展に関し、市長が必要と認めるとき。

(市民活動団体の責務)

第6条 市民活動団体は、[この条例](#)の目的を実現するため、次に掲げる責務を果たすものとする。

- (1) 団体の設立目的にそって、地域社会の発展に寄与すること。
- (2) 自主性と自立性を重んじること。

- (3) 代表者の選任方法及び意思決定方法について会則等を備え、民主的な団体運営を行うこと。
- (4) 活動内容、財務状況等を構成員以外のものに公開できる体制を整えること。
- (5) みだりに他の団体に援助又は助成を求めないこと。

(協働の基本原則)

第7条 市と市民活動団体は、事業を協働して実施するときは、次に掲げる原則を尊重するものとする。

- (1) 対等の原則 市と市民活動団体は、対等の立場で事業を推進すること。
- (2) 相互理解の原則 市と市民活動団体は、相互の本質を十分理解し、尊重し、よりよい協働関係を構築すること。
- (3) 目的共有の原則 市と市民活動団体は、事業の目的の全部又は一部を共有すること。
- (4) 自主性尊重の原則 市は、市民活動団体の自主性を尊重すること。
- (5) 自立化促進の原則 市は、市民活動団体の自立化を促進することを念頭において、事業を推進すること。
- (6) 公平性・公正性の原則 事業の内容及び手続が公平かつ公正に行われること。
- (7) 公開性・透明性の原則 事業の内容及び手続が公開され、他の人々に分かりやすいものであること。

(市民参加と提案等)

第8条 市は、必要に応じて市民及び市民活動団体から公益事業の提案を募集する等、開かれた市政の実現に努めるものとする。

第9条 市民活動団体は、市長に対し、市と市民活動団体が協働する公益事業を提案することができる。

2 市長は、前項の提案を受けたときは、その実効性、必要性、経費負担等について検討し、実施の可否を決定するものとする。

第10条 市は、市民生活の向上に資すると認めるときは、市民活動団体と協働して事業を実施するよう努めるものとする。

第11条 市と市民活動団体は、事業を協働して実施するときは、成果目標を設定し、その結果を客観的に分析して、今後の事業の推進に生かすよう努めるものとする。

(委員会)

第12条 市民活動の促進及び協働の推進に関する事項について調査及び審議するため、今治市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民活動に関する知識又は経験を有する者
 - (2) 市長が適当と認める公募による者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

附 則(平成21年12月25日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に今治市市民活動推進委員会委員に委嘱されている者の任期については、なお従前の例による。

○今治市市民活動推進委員会規則

平成 17 年 1 月 16 日

規則第 153 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、今治市市民が共におこすまちづくり条例（平成 17 年条例第 177 号）第 13 条の規定に基づき、今治市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 委員会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、市民活動推進担当課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 4 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

○今治市協働推進委員規程

平成19年3月30日

規程第6号

(設置)

第1条 市民及び市民活動団体との協働の推進を図ることをもって、活力と魅力あるまちづくりを進め、豊かで充実した市民生活を実現するため、課及び支所(以下「課等」という。)に協働推進委員(以下「推進委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 推進委員は、前条の目的達成のため、次の職務を行うこととする。

- (1) 協働の推進に関する研修を受講し、課内及び支所内において協働の推進を行うために必要な啓発を行うこと。
- (2) 協働に向けての課内の事務調査、協働の方法等の検討に努めること。
- (3) その他協働の推進に関すること。

(指名)

第3条 課長及び支所長(以下「課長等」という。)は、所属職員のうちから推進委員を1人指名しなければならない。指名した推進委員が欠けたときも、同様とする。

2 課長等は、推進委員を指名したときは、市民活動推進担当課長に届けなければならない。

(報告)

第4条 推進委員は、市民活動推進担当課長の指示により、協働の推進に関する課内及び支所内の状況等を所属課長等を経由して、市民活動推進担当課長に報告しなければならない。

(任期)

第5条 推進委員の任期は、指名を受けた課等に所属する期間とする。

2 課長等は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、推進委員を変更することができる。

(協力)

第6条 職員は、推進委員に協力し、協働の推進に努めなければならない。

(支援)

第7条 市民活動推進担当課は、推進委員に対し、研修、情報の提供等必要な支援を行うこととする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進委員の協働の推進に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。